

Penal Institutions in Japan

# 日本の刑事施設



東京拘置所



府中刑務所



東日本成人矯正医療センター



美祢社会復帰促進センター



撮影:大塚敦子

法務省矯正局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

法務省矯正局

CORRECTION BUREAU, MINISTRY OF JUSTICE



# 目 次

刑事施設は、被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、  
それぞれの法的地位に応じた適切な処遇を実現することにより、  
刑事司法手続の円滑な運営に寄与するとともに、  
受刑者の再犯を防止し、国民が安全に安心して暮らせる社会を  
実現するという役割を担っています。

<b>1 刑事施設のあらまし</b>	4
① 組織・職員・予算	4
② 刑事施設視察委員会	5
③ 刑事手続の流れ	5
④ 収容状況	6
<b>2 刑事施設における被収容者の処遇</b>	7
① 被収容者の一日	7
② 刑事施設の生活環境	8
③ 宗教上の行為等	10
④ 書籍等の閲覧	10
⑤ 外部交通（面会、信書の発受、電話等による通信）	11
⑥ 規律秩序の維持	11
⑦ 懲罰	12
⑧ 不服申立て	12
<b>3 受刑者に対する矯正処遇の実施</b>	13
① 処遇調査	13
② 集団編成	14
③ 処遇要領	14
④ 作業	14
⑤ 改善指導	15
⑥ 教科指導	16
⑦ 制限の緩和・優遇措置	16
⑧ 外部通勤作業・外出及び外泊	16
<b>4 再犯防止対策</b>	17
① 再犯の現状と再犯防止対策	17
② 受刑者の社会復帰支援の充実	17
<b>5 PFI 刑務所等</b>	18
<b>6 國際受刑者移送</b>	18
付表 近代の刑事施設の歩み	19

# 1 刑事施設のあらまし

## ① 組織・職員・予算

### 組織・職員

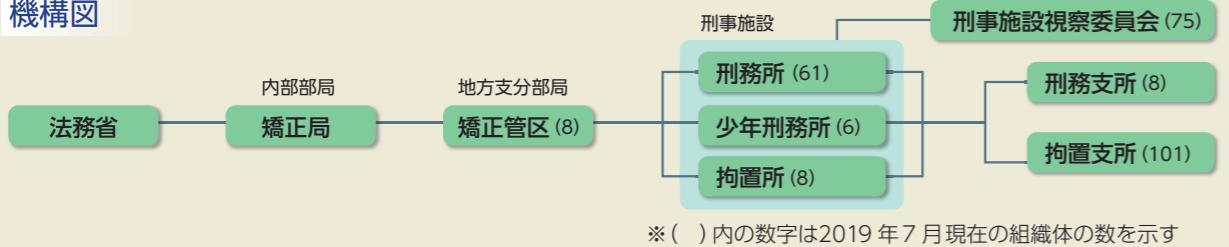
我が国では、刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称して、「刑事施設」と呼んでいます。

刑事施設は、法務省が所管しており、内部部局である矯正局及び全国8箇所に設置されている地方支分部局で

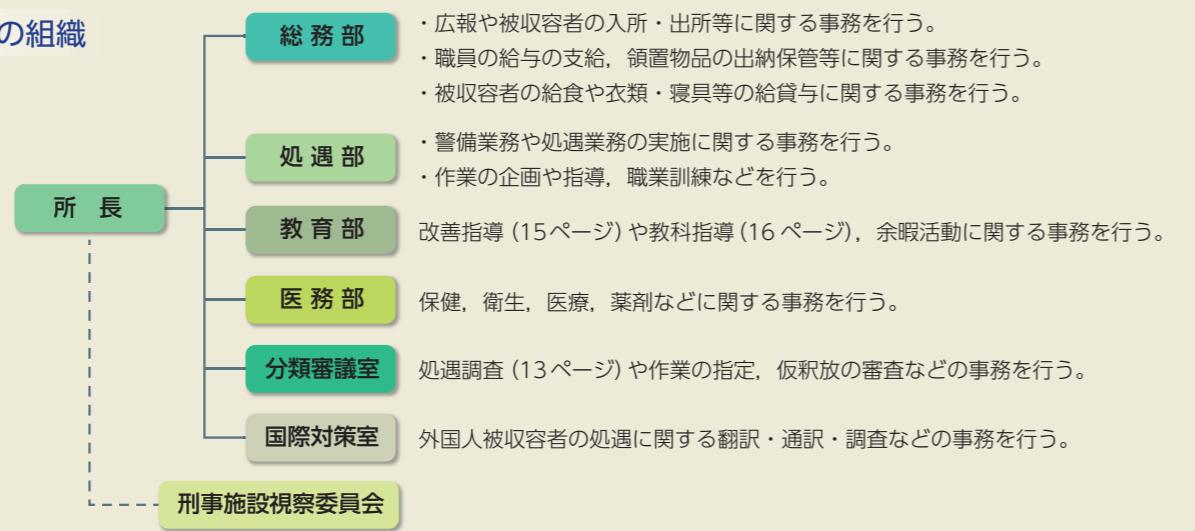
ある矯正管区が指導監督に当たっています。

また、法務大臣に指名された監査官が、毎年1回以上、それぞれの刑事施設について、実地監査を行うこととなっています。

### 機構図



### 大規模な刑務所の組織



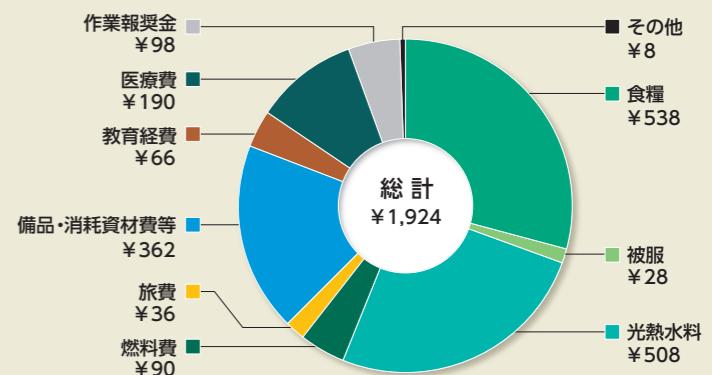
### 刑事施設の職員定員(2019年度)



## ② 刑事施設視察委員会

被収容者の日常生活に係る衣食住の必要経費の一切は国が負担しています。2019年度の刑事施設関係予算は、約2,018億円で、被収容者一人一日当たりの生活経費は、1,924円です。

被収容者一人一日当たりの収容費の使途別内訳



## ③ 刑事手続の流れ

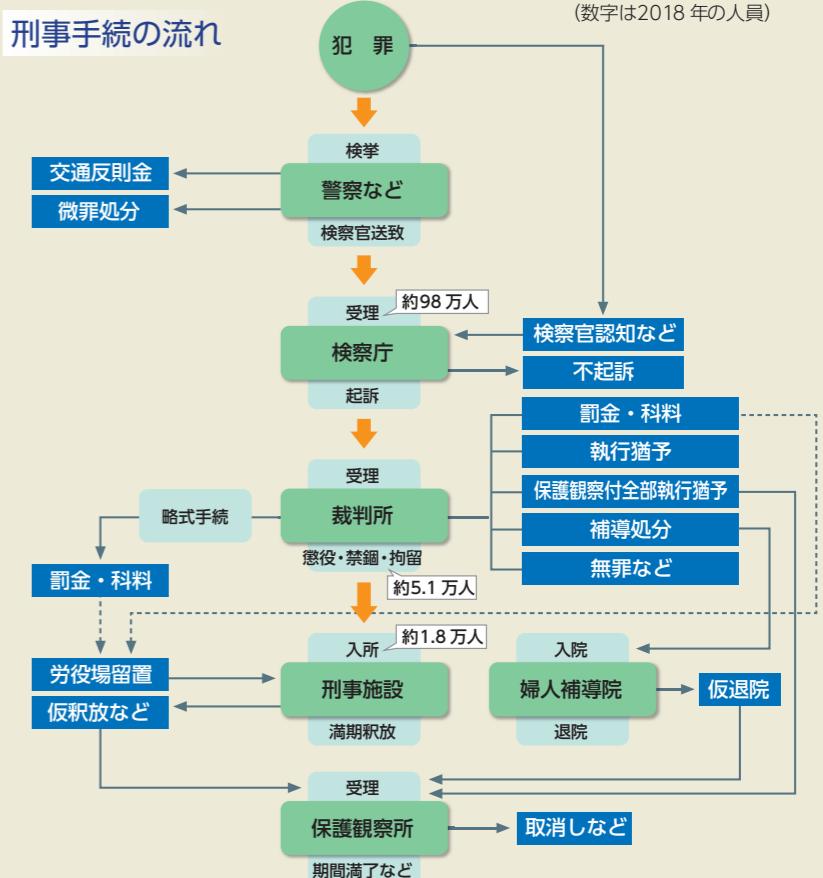
刑事施設には、第三者からなる刑事施設視察委員会が設置されています。委員会は、人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから法務大臣が任命する10人以内の委員で組織されています。委員会は、刑事施設の視察や被収容者との面接などにより、刑事施設の運営状況を的確に把握し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとされています。これに

より、行刑運営の透明性の確保、刑事施設の運営の改善向上、刑事施設と地域社会の連携などが、より一層図られるものと期待されています。

なお、毎年、委員会が刑事施設の長に対して述べた意見及びこれを受けて刑事施設の長が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を法務省ホームページにおいて公表しています。

### 刑事手続の流れ

2018年における刑事施設の新受刑者(裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所した者など)数は約1.8万人です。この人員は同年における検察庁受理人員の約1.9パーセントにすぎず、我が国の刑事施設に入所する者は、罪を犯した者の中でもごく一部であるといえます。



#### ④収容状況

刑事施設の一日平均収容人員は、2007年をピークに年々減少しており、2018年末の刑事施設全体の収容率(年末収容人員の収容定員に対する比率)は57.0パーセントとなっています。

2018年の新受刑者は、18,272人であり、再入者の割合は、約60パーセントとなっていますが、初入者の

中にも、保護処分歴を持つ者が15.2パーセント、刑の執行猶予歴を持つ者の割合が65.1パーセントいます。また、新受刑者中、暴力団加入者は6.0パーセント、覚せい剤犯罪者は26.5パーセントとなっています。

近年の特徴としては、高齢受刑者及び女子受刑者の全受刑者に占める割合が上昇傾向にあることが挙げられます。

刑事施設における一日平均収容人員及びその内訳



高齢受刑者数の推移



女子受刑者数の推移



## 2 刑事施設における被収容者の処遇

### ①被収容者の一日

受刑者の平日における生活は、一般的な刑事施設においては、おおむね次のようにになっています。

なお、受刑者以外の被収容者の一日は、ほぼ受刑者と

同じですが、作業が義務付けられていないことから、裁判のない日の日中は、居室内において裁判の準備や読書などを過ごします。

#### 受刑者の一日

6:45	起 床	洗顔やトイレを済ませ、朝の点検を待ちます。	
7:00	点 檢	逃走者がいないかどうか人数を確認することが第一の目的ですが、職員が受刑者各人の様子や、顔色を見て、健康状態などを確認することも重要な目的の一つです。	
	朝 食		
	工場へ移動	通常は、工場に向かう途中にある更衣室で居室衣から作業衣に着替えます。この機会に不正な物品の持ち出しや身体の異状の有無を確認するための身体検査が行われます。	
8:00	作業開始	準備体操をしたり、作業場の注意事項を確認したりして、作業に向けての体調と心構えを整えてから、作業を開始します。	
10:00~10:30	運 動		
12:00~12:40	昼 食 等	この時間帯には、家族などとの面会やグループワーク等の改善指導も実施されます。	
14:30~14:40	休 憩		
16:40	作業終了	作業終了後、身体検査が行われます。	
	入 浴	入浴の実施日には、入浴の時間帯に応じて作業時間が短縮されます。	
	居 室 へ 移 動		
17:00	点 檢		
	夕 食		
18:00~21:00	余暇時間	就寝することもできますし、クラブ活動や集会活動に参加したり、通信教育等の自習時間に充てたり、テレビやラジオを視聴したり、読書をしたりして過ごすこともできます。 家族から来た手紙を読んだり、家族に宛てて手紙を書いたりしながら、出所後の生活に思いをはせたり、自らを見つめ直したりする時間でもあります。	
21:00	就 寝		

※懲役受刑者が大半のため、懲役受刑者のイメージとしている。

## ② 刑事施設の生活環境

衣類・寝具は、季節・気候に適したものが貸し出されます。

自分で用意したものを使うことができる場合もあります。

下着・靴下は自分で用意したものを使うことができます。

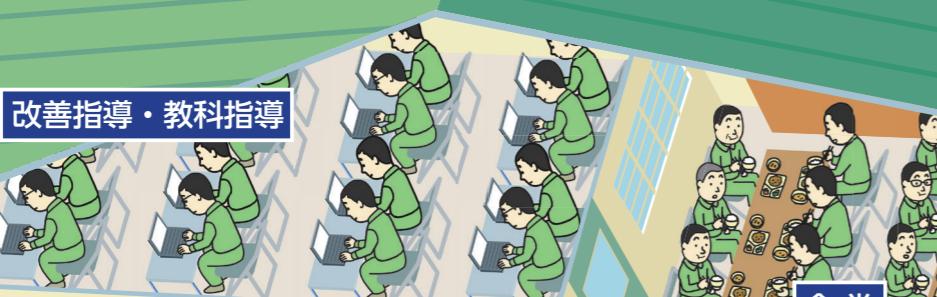


1週間に2回以上、入浴できます。1回当たりの入浴時間は15分～20分。  
※夏季は入浴回数を増やすなど衛生面への配慮がされています。



足が不自由な者や外国人のために、ベッドや椅子などを設置した居室もあります。

## 改善指導・教科指導



朝昼晩の給食があり、昼食は食堂で提供されます。



食事は性別・年齢・作業の就業状況などを考慮して、必要な熱量が確保されています。

必要に応じ、健康状態や食習慣、宗教上の事情に配慮した食事も給与されます。

## トイレ



## 工場・教室

衛生保持や作業上の危険防止などの観点から、受刑者の髪型は制限されています。

## 診察室

刑事施設の職員である医師が診療を行います。

必要な場合は、外部の医療機関で診療を行います。

入所時健康診断や定期健康診断、各種がん検診なども実施しています。



## 職業訓練



## 運動場

心身の健康を保つために、1日30分以上、戸外での運動の機会が設けられています。

被収容者の体力に応じ、ストレッチ体操なども実施しています。



### ③ 宗教上の行為等

被収容者が一人で行う礼拝などの宗教上の行為は、大声を出したり、室内を汚損したりするなど刑事施設の規律及び秩序の維持などに支障が生じるおそれがない限り、禁止や制限はされません。

また、国の機関である刑事施設が宗教活動等を実施することは憲法上許されていないので、被収容者に「信教

の自由」を実質的に保障するために、民間人である教誨師を施設に招へいし、信仰を有する者、宗教を求める者などに対して宗教活動の便宜を図っています。

また、宗教教誨のほかにも、1953年に発足した篤志面接委員制度によって、民間の篤志家による専門的知識や経験に基づいた助言・指導も活発に行われています。



宗教教誨



篤志面接委員による個人面接



篤志面接委員によるクラブ指導

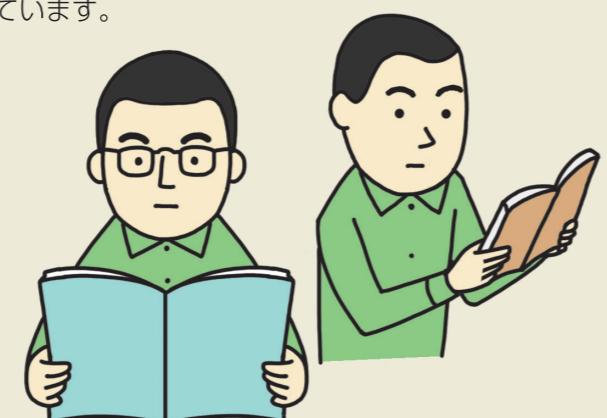
### ④ 書籍等の閲覧

被収容者にとって書籍等を閲覧することは、原則として保障されるべきものであるとともに、教養を身に付ける上での補助手段、余暇時間帯等の利用方法として有効なものです。したがって、自弁の書籍等の閲覧が禁止されるのは、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがあるときや、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障がある場合、未決拘禁者の罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある場合など法律に規定された要件がある場合に限られます。

このほか、外国人被収容者用に、施設において特別に購入したり、近隣の図書館や大使館等から寄贈を受けたりするなどして外国語の書籍等の整備を図っており、外国人被収容者が精神的に孤立することのないように配慮

しています。

また、大半の施設では受刑者が参加して編集、印刷した所内紙(誌)を発行しており、文芸活動も活発に行われています。



施設設備付きの図書・新聞紙、購入・差入れによる書籍等を閲覧できるほか、通信教育等の教材を使用して自主学習に取り組むなどしています。

### ⑤ 外部交通 (面会、信書の発受、電話等による通信)

#### ●受刑者

受刑者にとって、家族や雇用主などとの良好な関係は、その改善更生及び円滑な社会復帰に良い影響を与えます。一方で、受刑者には、暴力団員との交友関係など犯罪に至った背景となる社会的関係があり、矯正処遇の適切な実施のためにはその関係を遮断することが必要となります。そのため、受刑者が面会や信書の発受をすることができる相手方や内容については、一定の制限があります。

なお、面会と信書の発受のほか、一定の要件を満たした受刑者について、改善更生や円滑な社会復帰に役立つと認められる場合は、電話による通信をすることができます。

#### ●未決拘禁者

未決拘禁者については、受刑者のように矯正処遇を目的とした面会や信書の発受の制限を受けることはありませんが、罪証隠滅を防止するために共犯者などとの連絡を防止する必要があることから、それを目的とした制限を受けることがあります。



電話による通信

### ⑥ 規律秩序の維持

刑事施設には、性格も生活歴も全く異なった多数の被収容者が収容され、集団で生活しています。このような場所では、特に、全ての被収容者が安心して生活できる環境が不可欠となります。そのためには、刑事施設の規律及び秩序は適正に維持されなければなりません。施設内の規律及び秩序が乱れると強い者が弱い者をいじめたり、反則行為が横行したり、逃走、殺傷、暴動などの一般社会を不安にさせたりするような事故が発生し、その結果、刑事施設としての目的を達成することができなくなります。

もちろん、規律及び秩序を維持するために行われる措置は、不必要に厳格なものであってはなりませんので、

被収容者の収容の確保、処遇のための適切な環境の維持及び安全かつ平穏な共同生活の維持のために必要な限度を超えてはならないこととされています。また、保護室(防音設備を備え、自傷の危険が少なくなるような特殊な設備を備えた居室)への収容や手錠の使用などについては、その要件等が法律に明確に定められています。刑務官は、法律に明確に定められた要件等の範囲内で小型武器(拳銃)を使用することができますが、通常は携帯しておらず、約60年間使用されたことはありません。これは、職員と被収容者の関係が相互信頼の上に成り立っていて、武器によって威嚇しながら規律及び秩序を維持する必要がないためです。

#### 刑事施設における保安事故発生状況

年 事故区分	自殺	傷害(対被収容者)	傷害(対職員)	火災	逃走
2014	11	3(1)	0	0	0
2015	18	7	0	0	0
2016	11	6	0	0	1
2017	14	7	0	0	0
2018	3	8	0	0	1

※( )内は、死亡人員で内数である。

## ⑦ 懲罰

刑事施設の長が定める遵守事項に違反したり、刑事施設の規律秩序を維持するために行った職員の指示に従わなかったりするなどの反則行為をした者には、懲罰を科すことがあります。

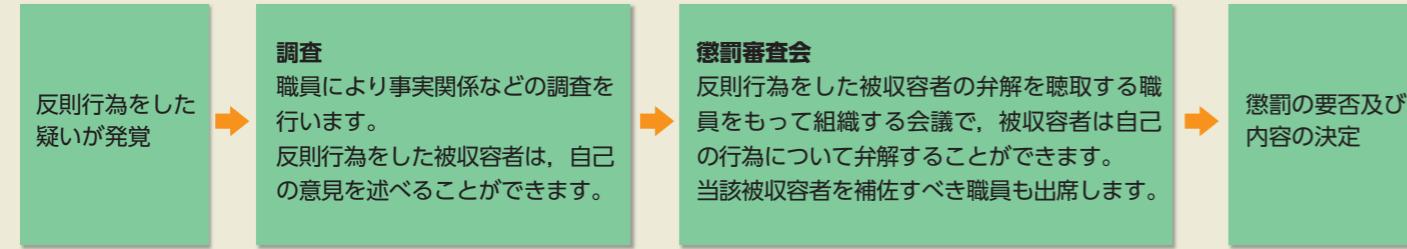
懲罰の内容には、自弁の物品の使用や書籍の閲覧の停止、居室内での謹慎などがあります。

反則行為がどのようなものであるかは、入所時に職員

から説明を受けるほか、遵守事項が書かれた冊子が各部屋に常時備え付けられ、いつでもその内容を確認することができる状態になっています。

なお、懲罰について不服がある場合には、次に記述する各種の不服申立てをすることもできます。

### 反則行為の発覚から懲罰までの流れ



## ⑧ 不服申立て

刑事施設においては、被収容者の行動の自由などが制限されることとは、その性質上やむを得ないのですが、必要な限度を超えて自由などを制限することは許されません。このため、被収容者からの苦情や不服を適切に処理するために、次のような不服申立制度が整備されています。

### ■審査の申請・再審査の申請

被収容者の信書の発受を制限したり、懲罰を科したりするなどの刑事施設の長の措置に不服がある者は、矯正管区長にその取消しや変更を求めることができます。矯正管区長の裁決に不服がある場合は、さらに法務大臣に対して再審査の申請をることができます。

### ■事実の申告

刑事施設の職員から違法な有形力の行使を受けるなどした被収容者は、矯正管区長に申告することができます。矯正管区長は申告された事実の有無等を確認して、その結果を通知します。矯正管区長の確認結果に不服がある

場合は、さらに法務大臣に対して申告することができます。

### ■苦情の申出

被収容者は、法務大臣、監査官又は刑事施設の長に対して、刑事施設における処遇全般について苦情を申し出ることができます。

被収容者がこれらの不服申立てをする場合、刑事施設の職員がその内容を知ることはなく、不服申立てをしたために不利益に取り扱うことは許されません。

なお、法務大臣に対する再審査の申請と事実の申告については、法務大臣が被収容者の申立てに理由がないとして退けようとする場合には、有識者から構成される検討会の意見を聴く仕組みが設けられており、処理の公平性・公正性が確保されています。

また、これらの不服申立てのほかに、裁判所に対する民事・行政訴訟の提起や捜査機関に対する告訴告発などが保障されていることは一般社会人と同様です。

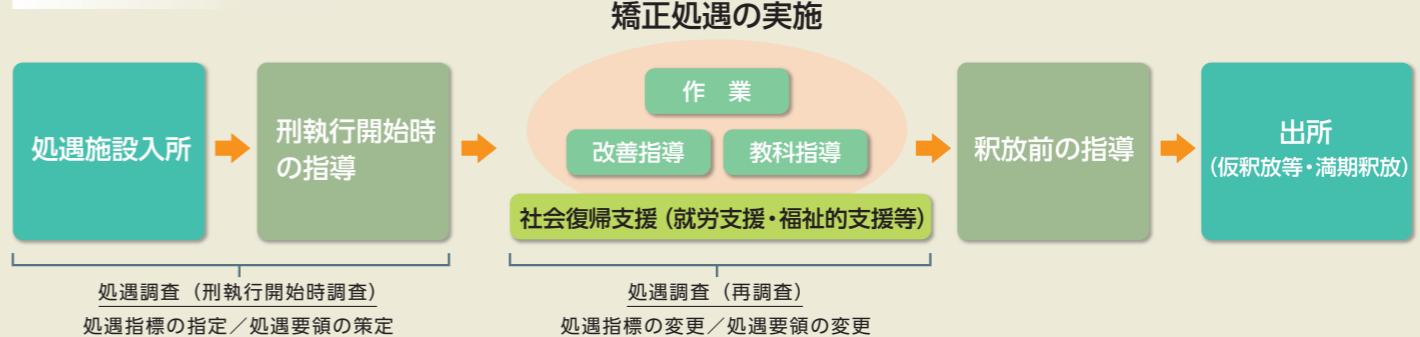
## 3 受刑者に対する矯正処遇の実施

受刑者の処遇は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律において、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものと規定されています。

この受刑者処遇の原則を達成するため、まず、受刑者

に対する処遇調査を実施し、受刑者を集団に編成し、受刑者ごとに処遇要領を策定した上で、受刑者には、作業、改善指導及び教科指導の3つの柱で構成される矯正処遇が行われます。そのほか、制限の緩和、優遇措置、外部通勤作業、外出及び外泊などの制度が矯正処遇を効果的に実施するために設けられています。

### 矯正処遇の流れ



### ① 処遇調査

新たに刑が確定した受刑者に対しては、拘置所等の刑が確定したときに収容されていた施設（確定施設）において、心身の状況、生育歴、犯罪性の特徴、家庭・生活環境、将来の生活設計などの受刑者の処遇に必要な基礎資料を得るために処遇調査（刑執行開始時調査）が行われます。

この処遇調査は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術を用いて、面接や診察等の方法によ

るほか、受刑者用に開発したリスクアセスメントツールを活用して行われます。

また、矯正管区の管轄区域ごとに、高度の専門的知識及び技術を活用して処遇調査を行う調査センターが指定されています。調査センターでは、新たに刑が確定した受刑者のうち、要件を満たすものを約2か月間収容し、精密な調査を行っています。

### 処遇調査の流れ



※ 調査センター対象者（刑期等により対象外となる場合あり）

① 16歳未満 ② 20歳未満の初入の男子 ③ 26歳未満の初入の成人男子

④ 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪によって刑に処せられた初入の者（26歳以上30歳未満）

⑤ 性犯罪者調査が必要と認められる者

## ② 集団編成

処遇調査の結果に基づき、それぞれの受刑者に、実施すべき矯正処遇の種類及び内容並びに受刑者の属性及び犯罪傾向の進度を示す指標（処遇指標）が指定されます。それぞれの刑事施設には、その施設において実施できる

矯正処遇の種類や収容できる受刑者の属性及び犯罪性の進度等の区分（処遇区分）が定められていることから、当該区分に基づいて受刑者を集団に編成し、矯正処遇を実施しています。

## ③ 処遇要領

処遇を実施する刑務所等（処遇施設）では、確定施設での処遇調査の結果を踏まえ、より詳細な処遇調査（刑執行開始時調査）を行った上で、処遇要領を策定します。

処遇要領は、矯正処遇における目標や基本的な内容、方法を定めたもので、刑事施設の長は、原則として、お

おむね6か月に1回（必要がある場合には隨時に）、処遇要領に定める矯正処遇の目標の達成状況について評価を行います。また、定期的又は臨時に実施する処遇調査（再調査）の結果に基づき、必要がある場合には、処遇要領の変更を行います。

## ④ 作業

刑務作業は、受刑者に規則正しい勤労生活を行わせることにより、その心身の健康を維持し、勤労意欲を養成し、規律ある生活態度及び共同生活における自己の役割・責任を自覚させるとともに、職業的知識及び技能を付与することにより、その社会復帰を促進することを目的としています。その刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識

及び技能を習得させるために職業訓練を実施しています。刑務作業に就業した受刑者には、作業の督励と釈放後の更生資金として役立たせる目的として、作業報奨金が支給されます。

### 刑務作業の種類

#### 生産作業

物品を製作する作業及び労務を提供する作業

- 木工、印刷、洋裁、金属、革工、農業などを実施



#### 職業訓練

職業に必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させることを目的として実施する計画的・組織的な訓練

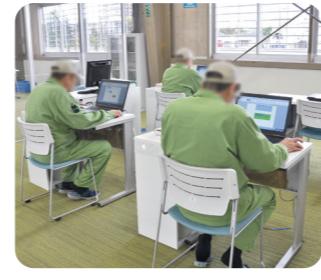
- 出所後の就労に資する知識及び技能を習得
- 自動車整備士、介護職員実務者研修修了証、車両系建設機械運転資格など、出所後、就労に結び付く資格等も取得可能



印刷工場



介護福祉科



情報処理技術科

## 自営作業

刑事施設内における炊事、洗濯等の経理作業、建物等の修繕などの営繕作業

- 炊事、洗濯、理髪、営繕などを実施



洗濯工場

## 社会貢献作業

社会に貢献していることを受刑者が実感することで改善更生及び円滑な社会復帰に資する作業

- 通学路等の除雪作業や植生保全のための除草作業などを実施



除草作業

## ⑤ 改善指導

改善指導は、受刑者に犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるために必要な指導を行うもので、全ての受刑者を対象とした一般改善指導と特定の事情を有することによって改善更生、円滑な社会復帰に支障が認められる受刑者を対象とした特別改善指導があります。

### 一般改善指導

講話、面接などの方法により、①被害者及びその家族等が置かれている状況や心情を理解させ、自分の犯した罪に対する反省を深めさせること、②規則正しい生活習慣、健全なものの見方や考え方を身に付けさせること、③釈放後の生活設計に必要な情報について理解させ、規則を遵守する精神、行動様式等を身に付けさせること等を中心に指導するものです。

### 特別改善指導

薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導があります。

#### ①薬物依存離脱指導

薬物依存からの回復に取り組む民間自助団体等の協力を得るなどして、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に治療を受けることの必要性を認識させる指導を行っています。

#### ②暴力団離脱指導

暴力団の反社会性を認識させ、離脱の意思を固めさせることを目標とした指導を実施しています。

### ③性犯罪再犯防止指導

海外の先行例を参考に策定した処遇プログラムに基づき、個々の受刑者について、性犯罪に結び付いた要因を幅広く検討し、特定させた上で、その要因が再発することを防ぐための具体的な手段を考えさせ、身に付けさせる指導を実施しています。

### ④被害者の視点を取り入れた教育

犯罪被害の方等を講師に招き、その生の声を受刑者に聴かせることなどを通じて、自分の犯罪と向き合わせ、被害者及びその遺族に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることなどを目標に指導しています。

### ⑤交通安全指導

飲酒運転などにより、被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を反復した者を対象に、交通違反や事故の原因等について考えさせることを通じて、遵法精神や人命尊重の精神等を身に付けさせるための指導を実施しています。

### ⑥就労支援指導

社会復帰後の職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適応するための態度等を身に付けさせる指導を行っています。



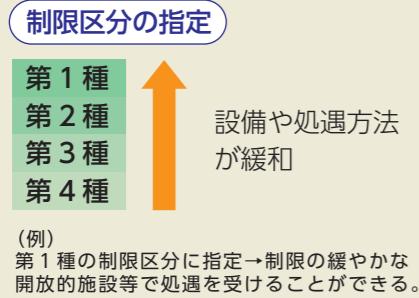
特別改善指導

## ⑥ 教科指導

受刑者の中には、義務教育を修了していない者あるいは修了していても学力が不十分である者も少なくありません。そこで、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、小学校又は中学校的教科の内容に準ずる指導を行っています。また、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しては、その学力に応じて、高等学校等で行う教育の内容に準ずる指導を行うことができます。

## ⑦ 制限の緩和・優遇措置

制限の緩和とは、受刑者に自発性や自律性を身に付けるため、改善更生の意欲や社会生活に適応する能力の程度に応じて、制限区分を指定し、制限区分に応じて刑事施設の規律及び秩序を維持するための生活及び行動に対する制限を順次緩和していく制度です。



## ⑧ 外部通勤作業・外出及び外泊

我が国では、受刑者の改善更生や円滑な社会復帰を促進するために、外部通勤作業・外出及び外泊の制度を設けています。

これらの制度は、開放的施設（外堀や格子など収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の一部が設けられていない施設）で待遇を受けている受刑者や仮釈放を許す決定がされている受刑者などに対して、その円滑な社会復帰のために必要があると認める場合には、刑事施設の職員の同行なしに、刑事施設外の事業所に通勤させてその事業所の業務に従事させたり職業訓練を受けさせたりするほか、釈放後の住居又は就業先の確保などの重要な用務や更生保護関係者訪問のため、刑事施設の外に外出や外泊することを許可したりする制度です。

また、受刑者のうち希望する者は、施設内で、中学校卒業程度認定試験や高等学校卒業程度認定試験を受験することも可能となっています。

さらに、松本少年刑務所（長野県松本市）には、地元中学校の分校が設置され、全国から適格者を集めて教育を行い、修了者には、本校の修了証書が交付されています。このほか、受刑者を地元県立高校の通信制課程に入学させ、高等学校卒業資格を取得させている少年刑務所もあります。

優遇措置とは、受刑者の改善更生の意欲を喚起することを目的として、比較的短期間の受刑態度を評価して、優遇区分を指定し、優遇区分に応じて優遇措置を講じる制度です。



# 4 再犯防止対策

## ① 再犯の現状と再犯防止対策

初犯者及び初入者の減少に伴い、2017年には、一般刑法犯の検挙人員中の約半数が再犯者であり、また、刑務所に入所する再入者の割合は約6割近くを占めるまでになっています。

そのため、今日の我が国においては、犯罪を減らして安全・安心に暮らす社会を構築するため、再犯をいかに防止するかが大きな課題となっています。

こうした中、2016年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」及び翌年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」に基づき、刑事施設のみならず、

関係機関や地方公共団体、民間団体等との連携を一層図りながら、再犯防止推進計画の重点課題（①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進、⑥地方公共団体との連携強化、⑦関係機関の人的・物的体制の整備）に沿った取組を推進しています。

入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移（2004～2018年）



## ② 受刑者の社会復帰支援の充実

刑事施設においては、出所後の就労先確保のため、社会の雇用ニーズ等を踏まえた効果的な職業訓練を実施しているほか、2006年から、法務省保護局及び厚生労働省と連携し、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施しており、キャリアコンサルタント等専門的な資格を有する職員による職業相談や、公共職業安定所職員による求人情報の提供等を行っています。

また、2016年に国内2カ所に設置された矯正就労支援情報センターにおいて、全国の受刑者の帰住地や取得資格などの情報を一括で管理し、受刑者の雇用を希望する企業とのマッチングを図っており、広域的な就労支援に取り組んでいます。

さらに、高齢や障害のために自立が困難な受刑者等の円滑な社会復帰のため、刑事施設に社会福祉士等を配置し、保護観察所、地域生活定着支援センター、福祉関係機関等と連携しながら、出所後速やかに適切な住居の確保、介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう、調整を行っています。

今後も、受刑者が社会復帰後も地域社会において安定した生活を送ることができるよう、国・地方公共団体・民間が連携し、刑事施設に収容されている間から、一人一人の特性に応じた切れ目のない息の長い支援を実施していく必要があります。

## 5 PFI刑務所等

PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことです。

我が国では、現在、このようなPFI手法を用いて、美祢社会復帰促進センター（山口県美祢市）及び島根あさひ社会復帰促進センター（島根県浜田市）の2つの刑事施設の整備・運営事業を行っています。また、喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）及び播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）においては、近隣の刑事施設の運営業務の一部を含め、PFI手法により民間委託を行っています。

これらに加え、2017年度からは、東京都昭島市に八王子医療刑務所（現：東日本成人矯正医療センター）、矯正研修所等を移転集約し、新たに設置した国際法務総合センターの維持管理及び運営業務の一部について、PFI手法を活用した民間委託を行っています。

また、「簡素で効率的な政府」の実現のため、国が行う業務について、競争を導入することにより、業務実施主体の創意工夫を促すという認識の下に成立した「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」に基づき、刑事施設の各種業務の民間

委託を行っており、現在、刑事施設の運営業務、総務業務及び被収容者に対する給食業務の民間委託を行っている刑事施設があります。

このように、官民が協働して施設の運営を行うことで、透明性の向上を図りつつ、外部に開かれた矯正施設を目指しています。



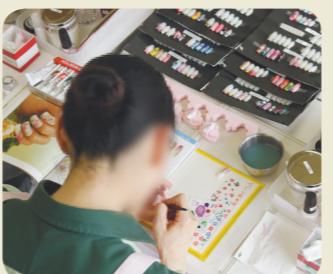
美祢社会復帰促進センター：  
調理科（パン職人課程）



島根あさひ社会復帰促進センター：  
盲導犬パピー育成プログラム



播磨社会復帰促進センター：  
アニマルセラピー



笠松刑務所：  
美容科（ネイリスト）

## 6 國際受刑者移送

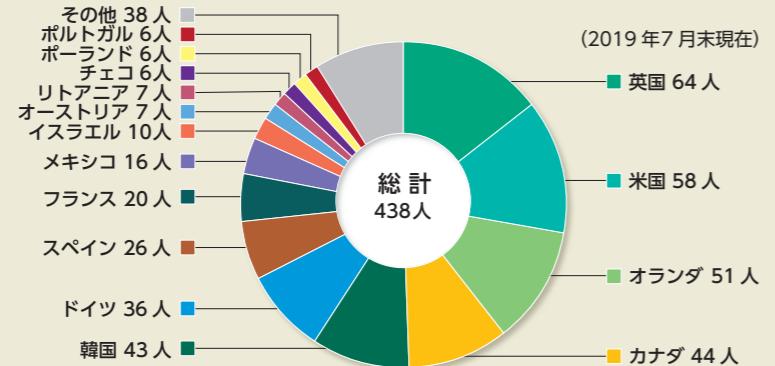
国際受刑者移送とは、外国において刑の言渡しを受けその国の刑務所等で服役する受刑者をその母国等に移送し、そこで刑の執行を行うことにより、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに刑事司法分野の一層の国際協力を図ろうとする制度です。

我が国においては、受刑者の移送に関する条約等に基づき、条約締約国で刑の言渡しを受け服役する日本人受

刑者を我が国に移送する「受入移送」と、我が国で刑の言渡しを受け服役する外国人受刑者をその母国等である条約締約国に移送する「送出移送」が実施されています。

2019年7月末現在、移送対象となっている国は70か国を数え、移送実績も受入移送10件、送出移送438件となっています。

### 送出移送実績



## 〈付表〉近代の刑事施設の歩み

1868年	仮刑律	仮刑律で旧幕時代の残虐刑を応急的に改め、寛刑主義を示した。
1872年	監獄則並図式	未決・既決の区別、未決者中の初犯者と再犯者の分離、少年の懲治監収容が定められ、また、重度の障害者及び視覚障害者や服役中の疾病で完治しない者を寛容場に収容するなどの措置を執った。
1881年	第1回改正監獄則	刑名、年齢、罪質、犯数等を考慮した分離拘禁が定められ、悪風感染防止の徹底を期した。
1889年	第2回改正監獄則	未決拘禁者に対して、糧食の自弁の許可等の制限の緩和、受刑者に対する優遇制度の採用等の改革が行われた。
1890年	監獄官練習所設立	監獄官吏の研修、訓練施設として設立されたもので、現在の矯正研修所及び7つの同研修支所の前進である。
1899年	第3回改正監獄則	監獄費全額国庫負担が実現し、全国監獄の待遇統一が図られた。また、治外法権の撤廃に伴う外国人の拘禁待遇に関する規定が整備された。
1908年	監獄法	同年3月28日公布され、同年10月1日、新刑法と同時に施行された。監獄制度の全般について、法律の形式でしかも単行法をもって規定した世界でも先駆的立法である。また、その内容は個別待遇を重視するとともに、独居拘禁・雑居拘禁のいずれに偏重することなく、その長所を生かすなどの工夫をしたものとなっている。
1931年	仮釈放審査規程	仮釈放のための受刑者の身上関係の審査を制度的に確立した。
1933年	行刑累進処遇令	受刑者の分類を前提として、優遇の累進的付与とともに責任を加重して社会生活に適応させるという合目的的な受刑者待遇制度を導入した。
1946年	監獄法運用ノ 基本方針二関スル件	第2次大戦後の混乱期に、人権尊重に関する原理、更生復帰に関する原理、自給自足に関する原理により行刑施設の運営を行うことが示された。
1948年	受刑者分類調査要綱	個々の受刑者について、最も適切な取扱い及び訓練の方針を確立するための科学的分類調査及び各管区ごとの受刑者の収容分類級につき制度化した。
1969年	独立の開放的施設の設置	交通関係受刑者を集禁する開放的施設を設置した。
1972年	受刑者分類規程	分類級、判定基準の全国統一、各管区ごとの分類センターの設置等分類制度の整備による個別の待遇の一層の推進を図った。
1976年	法制審議会諮詢	監獄法改正につき法務大臣が法制審議会に対し諮詢した。
1980年	法制審議会答申	法制審議会が監獄法改正の骨子となる要綱を法務大臣に答申した。
1982年～1993年	刑事施設法案国会提出	刑事施設法案を3度にわたり国会に提出したが、いずれも衆議院の解散により廃案となった。
2003年	行刑改革会議提言	名古屋刑務所における受刑者死傷事案を契機として行刑改革会議が立ち上げられ、監獄法改正を含む様々な提言がなされた。
2005年	刑事施設及び 受刑者の待遇等に 関する法律	同年5月25日公布され、翌年5月24日施行された。監獄の名称を刑事施設に改めるとともに、刑事施設の施設的事項（実地監査、刑事施設視察委員会などに関する事項等）と、刑事施設に収容されている受刑者の待遇に関する事項について監獄法の規定を全面的に改正した。
2006年	刑事施設及び 受刑者の待遇等に 関する法律の一部を 改正する法律	同年6月8日公布され、翌年6月1日施行された。刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律において監獄法のときのまま残された未決拘禁者等の待遇について改正するとともに、刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の名称を「刑事収容施設及び被収容者等の待遇に関する法律」に改めた。